

Title	『孝行録』と「二十四孝」再論
Sub Title	Reexamine the relation between Xiao Xiang Lu (Story of filial piety) and Er Shi SiXiao (Twenty four stories of filial piety)
Author	金, 文京(Kin, Bunkyo)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	1994
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.65, (1994. 3) ,p.269- 287
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	檜谷昭彦, 佐藤一郎両教授退任記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00650001-0269

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『孝行録』と「二十四孝」再論

金 文 京

一

先に筆者は、『孝行録』の「明達売子」について——「二十四孝」の問題点」（『汲古』第一五号 平成元年六月）と題して、高麗の『孝行録』および元代の雜劇、さらには最近発見された金元代墳墓の出土資料中にみえる「明達売子」故事について考察し、併せて現行の郭居敬本「二十四孝」と「明達売子」を含む『孝行録』本「二十四孝」との先後関係にまで論を及ぼした。ところがその後、高橋文治氏「金元墓の孝子図と元曲」（『未名』第八号 一九八九年）、また唐長寿氏「掇敦煌變文考釈画像『王武子妻』和『劉明達』」（『敦煌研究』一九九〇年第一期）が前後してこの問題を取りあげられ、また筆者自身もいくつかの点に気がついたため、先の論文が論点、資料共に未備であることが明らかとなった。特に敦煌本「孝子伝」の中に「明達売子」故事があることを見落としたのは、敦煌文書と日本伝来資料の共通性を先の論文で説いているだけに、一大失誤と言わねばならないであろう。そこでこの問題を再度検討し、前論を補訂する必要

性を感じるに至った。煩を厭わず敢えて本論を草する所以である。行論の都合上、また前論未読の読者の便宜のため、内容に前論との重複がある点は、諒とされたい。

近年、儒教再評価の気運が高まる中で、儒教と孝をめぐる諸問題があらためて注目を集めているが、本論はそのような問題についても、一つの視点を供するための契機となりうるはずである。

二

高麗本『孝行録』には、筆者の知る限り以下のテキストがある。

- (1) 権近校注『孝行録』（李朝刊・旧朝鮮総督府図書館蔵本、韓国精神文化院蔵）
- (2) 日本古写本『真本孝行録』（狩谷掖斎旧蔵本、南葵文庫蔵）
- (3) 右の活字本（大正十一年南葵文庫刊）
- (4) 『孝行録校本』（岡本況斎『況斎叢書』第五十六冊）
- (5) 室町時代崇伝写『孝行録』（徳田進氏蔵）
- (6) 正保四年（一六四七）郡山某氏写権近校注『孝行録』重刊本（徳田進氏蔵）
- (7) 江戸中期写『孝行録』

(5)(6)(7)は、徳田進氏『孝行説話集の研究』（井上書房 昭和三十八年）に見えている。右の所蔵状況を見ると、この書物が朝鮮より早くに日本に伝わり、むしろ日本において広く行われたことが知れるであろう。

その刊行の次第は、次に掲げる至正六年（一三四六）、すなわち高麗の忠穆王二十二年に書かれた李齊賢の序に見えている。

府院君吉昌權公、嘗命工人画二十四孝図、僕即贊、人頗伝之。既而院君以画与贊献之大人菊齋国老。菊齋又手抄三十有八事、而虞丘子附子路、王延附黄香、則為章六十有二、其辞語未免於冗且俚、蓋欲田野之民皆得易読而悉知也。文士見不指以為調嗤符者幾希。然念菊齋公八句有五、吉昌公六句有六、而晨昏色養、得其歛心、此亦老萊子七十而戲綵者何異。僕將大書特書、更為權氏孝行贊一章、然後乃止。至正六年五月初吉、李齊賢序。

府院君は高麗末期の權臣であつた權準。彼が工人に命じて二十四孝図を描かしめ、それに李齊賢が贊を加えたものを權準の父の權溥、号は菊齋に献じたところ、權溥はさらに三十八事を追加し、それにも李齊賢が贊をつけたものがすなわちこの『孝行録』である。

權溥、權準父子および李齊賢は、共に朱子学をはじめとする中国の新しい文化の導入と普及に努めた麗末の代表的な文人政治家であり、權溥は大徳二年（一三〇二）、至大二年（一三〇九）の二度にわたり、また李齊賢は延祐元年（一三三四）以来、延祐四年（一三一七）、延祐六年（一三一九）、延祐七年（一三二〇）、至元五年（一三三九）と度々使節として元に赴いた経験をもつ。特に李齊賢は、在元中、姚燧、趙孟頫など当時一流の学者文人と交際があり、趙孟頫の松雪体を紹介するなど多方面の活躍を示し、また彼自身も書家、画家として有名であつた。なお李朝の太宗元年（一四〇六）に『孝行録』の校注を著した權近は、權準の孫にあたる。

次に『孝行録』に収める「二十四孝」および權溥が追加した三十八事の細目を示そう。

「二十四孝」

- ①大舜象耕
- ②老萊尼戯
- ③郭巨埋子
- ④董氏負身
- ⑤閔子忍寒
- ⑥曾氏覺痛
- ⑦孟宗冬筍
- ⑧劉殷天芹
- ⑨王祥水魚
- ⑩姜詩泉鯉
- ⑪蔡順分棗
- ⑫陸績懷橘
- ⑬義婦割股
- ⑭孝娥抱屍
- ⑮丁蘭刻母
- ⑯劉達売子

(17) 元覺警父 (18) 田真諭弟 (19) 魯姑抱長 (20) 趙宗贊瘦 (21) 鮑山負筐 (11) 伯瑜泣杖 (23) 瑛子入鹿 (24) 楊香跨虎
 權溥追加三十八事

- | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------------|------|------|------|------|
| [1] | 周妃問安 | [2] | 漢皇嘗藥 | [3] | 仲由負米 | [4] | 黃香扇枕 | [5] | 日磾拜像 | [6] | 顧愷泣書 | [7] | 張元療目 | [8] | 少女鏡膚 |
| [9] | 緹縈贖父 | [10] | 景休乳弟 | [11] | 文貞穿墻 | [12] | 古初伏棺 | [13] | 王哀泣柏 | [14] | 宗承生竹 | [15] | 文讓烏助 | [16] | 袁師狼馴 |
| [17] | 薛包被毆 | [18] | 庾袞護病 | [19] | 劉政焚香 | [20] | 許孜負土 | [21] | 由徒不食 | [22] | 乾邕過哀 | [23] | 王陽避險 | [24] | 李詮投江 |
| [25] | 載良驢鳴 | [26] | 呉猛蛟噬 | [27] | 鮑永去妻 | [28] | 鄧攸棄子 | [29] | 苜容設膳 | [30] | 黔婁嘗糞 | [31] | 江革自備 | [32] | 世通水慕 |
| [33] | 子平罪己 | [34] | 壽昌棄官 | [35] | 英公焚髮 | [36] | 文正拊背 | [37] | 陳氏養姑 | [38] | 長孫感婦 (唐夫人) | | | | |
- (○は郭居敬本「二十四孝」)

狩谷掖齋旧蔵本では、この他、最後に「黃山谷」を補つてある。

右を見れば、『孝行録』本の「二十四孝」には郭居敬本にない(8)(13)(14)(16)(17)(19)(21)(22)の八つの話があり、また郭居敬本にあつて『孝行録』にない八つは、「黃山谷」を除いて、すべて權溥の追加した三十八事の中に含まれていることが分るのであろう。なお明代の『日記故事』(万曆間劉竜田刊『新鍔類官様日記故事大全』および江戸寛文九年(一六六九)のその覆刻版、明末刊『二十四孝日記故事』)に収める「二十四孝」は、郭居敬本のうち実際は兄弟のことを述べた(18)田真諭弟、(20)趙宗替瘦の代りに、[3]仲由負米と[31]江革自備が入っており、また明末の張九韶編、汪道昆増訂の『群書拾唾』卷五に見える「二十四孝」は、『孝行録』本「二十四孝」のうち、(16)劉達売子と(24)楊香跨虎の代りに、(4)黃香扇枕と[31]江革自備が入っていること、すでに前論で述べた如くである。

さて、『孝行録』本「二十四孝」について、川瀬一馬氏は、「二十四孝詩注の研究」(『日本書誌学之研究』(収)におい

て、高麗で編まれた『孝行録』が中国に輸入されて「二十四孝」を生んだと推論され、また徳田進氏はそれとは逆に、郭居敬の『二十四孝詩選』から『群書拾唾』本の「二十四孝」が生まれ、それがさらに『孝行録』へと変化したと主張された。それに対して筆者の前論は、『孝行録』本「二十四孝」が郭居敬本よりも早く、主に中国の北方に行われ、それが高麗にもたらされたものであることを、種々の資料をもとに証明しようとしたものである。この点についての筆者の考えは基本的に変っていないが、ここでは郭居敬本の成立について、いくつかの事実を補っておきたい。郭居敬は元末の人とされるが、しかしその『二十四孝詩選』の成立は、それ以前にまで溯る可能性があるからである。

まず郭居敬の伝記については、次の二つの資料がある。

郭居敬、尤溪人、性至孝、事親左右承順其心。嘗集虞舜以下二十四人孝行之概、序而詩之、名「二十四孝詩」以訓童蒙。（清乾隆十二年刊『続文獻通考』卷七十一）

按尤溪県志、郭居敬八都小村人、篤学好吟咏、詩文不尚富麗、性篤孝、事親左右承順、得其歡心、既没哀毀尽礼。嘗撰虞舜以下二十四人孝行之概、序而為詩、用訓童蒙、時虞陽諸公薦朝、敬乃辞不就、終身隱居小村、以处士終。

祀鄉賢。（『古今圖書集成』学行典第一百九十二卷「孝弟部名賢列伝」十四之三）

虞集（一二二七—一三〇八）、歐陽玄（一二八三—一三五七）の推薦を受けたというのが事実であれば、郭居敬はむしろ元代中期の人であつたらう。

これに関連して、従来『二十四孝詩選』の最古のテキストとしては、明の嘉靖二十五年（一五四六）刊『新刊全相二十四孝詩選』の日本人による古抄本（竜谷大学蔵）が知られていたが、長沢規矩也氏「元明編刊の故事集について」（『書誌学』第十六巻二号 昭和十六年）にそれより早い元刊本の存在が紹介されている。長沢氏によると元刊本は、見返し

に「二十四孝／奉親詩選」「郭居敬作」二十四人行孝弟／百千万載振綱常」、巻頭に「全相二十四孝詩選／延平尤溪郭居敬選」とある上図下文本である。嘉靖本の祖本とみなすべきであろう。ただし現在は所在不明である。

この他、近藤春雄氏『中国学芸大事典』の「二十四孝」の条には、趙子昂の弟、趙子固による「趙子固二十四孝書画合璧」（北平古物陳列所 民国二十二年刊）の細目が載せられているが、それは『日記故事』本に等しい。また未見のため内容は不明であるが、『中国叢書綜録』には、宋・朱熹撰『二十四孝原編』一卷（『三餘堂叢刻』収）を著録する。さらに陳正宏氏の『漫話二十四孝』（上海文化出版社 一九九二年）も指摘する如く、南宋末の人、林同の『孝詩』（四庫全書『学海類編』『兩宋名賢小集』『叢書集成初編』収）には、『二十四孝詩選』中の大舜、曾參、閔損、老萊子、郭巨、蔡順、姜詩、丁蘭、陸績、黄香、王裒、王祥、孟宗、庾黔娄、唐夫人が収められている。うち王裒、庾黔娄、唐夫人は、『孝行録』本「二十四孝」にはないものであり、この林同の『孝詩』が郭居敬本と密接な関係にあることが知れるであろう。

以上によって考えると、郭居敬は『二十四孝詩選』の詩の作者であつて、「二十四孝」自体の選者ではなく、その成立は郭居敬以前の元初、もしくは南宋末にまで溯る可能性が大きいと思える。また朱子、林同、郭居敬はすべて福建人であり、この系統の「二十四孝」が福建を中心とする南方で成立し、流行していたことは間違いない。明末にこれをやや改訂した「二十四孝」を収める『日記故事』も、すべて福建の刊行であつた。

これに対して『孝行録』本「二十四孝」の方も、前論で述べた金代よりも早く、北宋期にはすでに成立していたことが、出土資料によって明らかであり、さらにそれが唐代にまで溯りうる可能性も、敦煌本「孝子伝」などとの比較によって考えてみる必要が生じたのである。

近数十年來、中国北部の山西省および河南省で発掘された宋金元代墓からは、墓中の壁画もしくは石棺、石椁に刻された画像として、多数の孝子図が発見されている。今それらを年代順に列挙してみよう。

(1) 北宋崇寧五年（一一〇六）洛陽張君石棺線刻孝子列女図（洛陽北宋張君墓画像石棺）『文物』一九八四年第七期。各図に榜題あり。

- ①「趙孝宗」②「郭巨」③「丁蘭」④「劉明達」⑤「舜子」⑥「曹娥」⑦「孟宗」⑧「蔡順」⑨「王祥」⑩「董永」
 ⑪「魯義姑」⑫「劉殷」⑬「孫悟元覺」⑭「睽子」⑮「鮑山」⑯「曾參」⑰「姜詩」⑱「王武子妻」⑲「楊昌（香）」
 ⑳「田真三人」㉑「韓伯俞（瑜）」㉒「閔損」㉓「陸績」㉔「老萊子」計二十四名（）内は筆者、配列は『文物』による。以下同じ。このメンバーは、『孝行録』本「二十四孝」と完全に一致しよう。①「趙孝宗」は、『孝行録』の
 ㉕趙宗替瘦、⑥「曹娥」は、(14)孝娥抱屍、⑪「魯義姑」は(19)魯姑抱長、⑬「孫悟元覺」は(17)元覺警父、⑭「睽子」は(23)琰子入鹿、⑱「王武子妻」は(13)義婦割股、㉒「閔損」は⑤閔子忍寒に各々相当する。すなわち『孝行録』本「二十四孝」は、おそくとも北宋末には、成立していたことになろう。

(2) 北宋政和七年（一一一七）洛寧樂重進墓石棺の線刻図（河南洛寧北宋樂重進画像石棺）『文物』一九九三年第五期、榜題あり。

- ①「曹娥」②「閔子騫」③「劉明達」④「田真」⑤「董永」⑥「楊香」⑦「鮑山」⑧「睽子」⑨「姜詩」⑩「老萊子」
 ⑪「韓伯瑜」⑫「元覺」⑬「陸績（績）」⑭「王祥」⑮「郭巨」⑯「劉殷」⑰「王武子」□（妻）⑱「趙孝宗」⑲「曾參」

②〇「魯義姑」②①「丁蘭」②②「孟宗」 計二十二名。『孝行録』に比べて舜子と蔡順を欠く。

(3) 北宋宣和五年(一一二三) 金紫光祿大夫孫王十三秀才寿棺の線刻図(洛陽出土北宋画像石棺)『考古与文物』一九八三年第五期)、榜題あり。

①「王午(武)子」②「江(姜)系(詩)」③「丁欄(蘭)」④「舜子」⑤「郭巨」⑥「董永」⑦「韓伯俞(瑜)」⑧「曹娥」⑨「田真」⑩「趙孝宗」⑪「包(鮑)中(山?)」⑫「孟宗」⑬「元覚」⑭「陸績」⑮「王祥」、計十五名。すべて『孝行録』中の人物であるが、誤字が目立ち、特に系と詩の音通は、きわめて異例であろう。

(4) 北宋宣和七年(一一二五) 河南鞏県石棺の線刻図(鞏県西村宋代石棺墓清理簡報)『中原文物』一九八八年第一期) 榜題あり。

①「丁蘭刻木」②「董永売身」③「舜子事父」④「郭巨埋児」⑤「睽子悲前」⑥「鮑山起(趁)熟」⑦「劉殷泣江」⑧「子騫諫父」⑨「伯榆(瑜)泣杖」⑩「曾參母齒指」⑪「武妻事家」⑫「陸績懷橘」⑬「詩妻奉姑」⑭「元覚廻簪」⑮「田真」⑯「曹娥泣江」⑰「孟宗哭竹」⑱「萊老奉親」⑲「王祥臥冰」⑳「蔡母怕雷」㉑「楊香跨虎」㉒「趙孝宗」㉓「魯義姑」㉔「劉明達」 計二十四名。すべて『孝行録』と一致する。

(5) 山西長子県金代中期墓の壁画(山西長子県石哲金代壁画墓)『文物』一九八五年第六期)、榜題あり。

①「舜子」②「劉明達」③「董永」④「鮑山」⑤「趙孝宗」⑥「楊昌(香)」⑦「元覚」⑧「姜師(詩)」⑨「魯義姑」⑩「曾參」⑪「蔡順」⑫「閔子騫」⑬「睽子」⑭「陸績」⑮「劉殷」⑯「丁蘭」⑰「王祥」⑱「郭巨」⑲「王武子妻」⑳「韓伯瑜」㉑「田真兄弟」㉒「孟宗」㉓「曹娥」㉔「老萊子」 計二十四名。すべて『孝行録』と一致する。

(6) 金正隆年間(一一五六—一一六〇)、山西聞喜県小羅莊一号墓の磚雕(山西省聞喜県金代磚雕壁画墓)『文物』一九

八六年第十二期)、榜題あり。

①「曾母嚙子痛心」②「劉明達売子孝父母」③「王武子割股奉親」④「孟宗哭竹生笋」⑤「王祥臥冰求魚」⑥「曹娥治江哭父」⑦「劉殷行孝」 計七名。すべて『孝行録』中に含まれる。

(7) 金大定二八年(一一八八)、山西聞喜県小羅莊二号墓の壁画(6)に同じ)、榜題なし。

(7)に挙げたもの他に、魯義姑、江革、大舜がある。江革は『孝行録』本「二十四孝」に入っていない。ただし題記がないので誤認の可能性もあろう。この他、六号墓にも十幅の壁画があり、内容は(6)(7)所掲のものと共通するという。

(8) 金大定八年(一一六八)、山西沁源県正中村墓の壁画。前記(5)の『文物』論文にみえ、描かれた二十四孝図は(5)に等しいという。

(9) 金大定二十九年(一一八九)、山西長治市の墓壁画(「山西長治市故漳金代紀年墓」『考古』一九八四年第八期)、榜題あり。

①「元角(覚)拉芭勸父」②「田氏分居」③「武妻刮股」④「大舜耕田」⑤「閔子騫」⑥「劉明達」⑦「蔡順」⑧「曹三問母」⑨「老萊子」⑩「王祥臥冰」⑪「曹娥哭江」⑫「姜師(詩)婆」⑬「趙孝宗」⑭「遺親懷橘」(陸績)⑮「丁蘭刻母」⑯「董永自売」⑰「孟宗哭竹」⑱「夢見父面」(?)⑲「楊香女打虎」⑳「伯俞(瑜)泣杖」㉑「郭巨埋児」㉒「鮑山」 計二十二名。『孝行録』に比べて、魯義姑、劉殷、睽子を欠く。⑲「夢見父面」は不明。

(10) 金明昌二年(一一九二)山西聞喜県下陽村の墓壁画(7)(8)に同じ)、榜題なし。

①「孟宗」②「曾子」③「董永」④「郭巨」⑤「老萊子」⑥「趙孝」

(11) 金明昌六年(一一九五)山西長治の墓壁画(「山西長治安昌金墓」『文物』一九九〇年第五期)、榜題あり。

①「曹娥」②「郭巨」③「趙孝宗」④「老萊子」⑤「孟宗」⑥「曾參」⑦「丁蘭」⑧「舜子」⑨「韓伯俞(瑜)」⑩「董永」⑪「鮑山」⑫「王武子妻」⑬「劉殷」⑭「姜師(詩)」⑮「楊香女」⑯「魯義姑」⑰「王祥」⑱「蔡順」⑲「田真」⑳「劉明達」㉑「元角(覺)」㉒「陸績」㉓「閔子騫」㉔「琰子」計二十四名。すべて『孝行録』と一致する。㉕「琰子」は、これまですべて「センタク 子であつたのが、ここで初めて『孝行録』と同じ琰子センタクが現れる。この話は法堅訳「孝子琰子経」(大正蔵第三卷)に由来し、琰子が正しい。

(12) 金代中晚期山西聞喜の墓壁画(「山西聞喜寺底金墓」『文物』一九八八年第七期)、榜題あり。

①「元角(覺)」②「郭巨」③「劉明達」④「楊香」⑤「田真」⑥「孟宗」⑦「炎(睽)子」⑧「董永」⑨「曹娥」⑩「丁蘭」⑪「王祥」計十一名。すべて『孝行録』に含まれる。

(13) 元至元十二年(一二七五)山西芮城永樂宮の全真教、披雲大師宋德万(一一八三—一二四七)の墓中石槨の線刻画(「山西芮城永樂宮旧址宋德方・潘德冲和呂祖墓發掘簡報」『考古』一九六〇年第八期)、榜題あり。

①「董永」②「郭巨」③「孟宗」④「王祥」計四名。

また冲和真人潘德冲(一一九一—一二五六)の墓中石槨四周にも線刻図がある。

①「董永」②「閔子騫」③「孟宗」④「舜子」⑤「陸稷(績)」⑥「韓伯榆(瑜)」⑦「王武子」⑧「王祥」⑨「劉明達」⑩「丁蘭(蘭)」⑪「任(睽)子」⑫「董(姜)師(詩)」⑬「老萊」⑭「曾參」⑮「田真」⑯「元角(覺)」⑰「括(郭)拒(巨)」⑱「趙孝宗」⑲「劉鷹(殷)」⑳「魯義姑」㉑「楊香」㉒「鮑山」㉓「曹娥」㉔「蔡順」計二十四名。すべて『孝行録』と一致する。

(14) 元至大四年(一二三二)山西新絳の墓壁浮雕(「山西新絳寨里村元墓」『考古』一九六六年第一期)、榜題なし。

①魯義姑②閔子騫③田真④不祥⑤王武子⑥舜子⑦原穀⑧郭巨⑨黃香⑩孟宗⑪王祥⑫睽子、計十二名。⑨黃香は『孝行録』本「二十四孝」になく郭居敬本にあるが、題記がないので誤認のおそれもある。もし本当に黃香の話であれば、郭居敬本からの影響も考えられよう。

右の資料から、およそ以下の諸点を読み取ることが可能であろう。

- (一) 『孝行録』本「二十四孝」成立の下限は、北宋末、徽宗の崇寧五年（一一〇六）である。
- (二) それ以降、元代中期に至るまで、河南、山西一帯の墓中裝飾画に用いられた孝子図は、すべて『孝行録』系のものである。

(三) 北宋のものは、すべて河南省洛陽附近から出土し、しかもすべて石棺、石槨の線刻図である。

(四) 金元のもの、すべて山西省から出土しており、しかも(14)の永樂宮出土のものを除いては、すべて壁画もしくは壁面の浮彫であり、北宋期のものと顕著な対比をなす。

(三)(四)を時代による変遷と理解すべきか、または地域的特徴と見るべきか、あるいはその双方が複雑に絡んでいるのかについては、今後さらに検討を要するであろう。ともあれ、郭居敬本「二十四孝」の成立が従来考えられていたよりも早く、たとえ南宋末に溯り得るとしても、朱壽昌、黄山谷という二人の北宋人の話を含むそれよりも、『孝行録』本の方が古いことは明らかである。『孝行録』本「二十四孝」が、北宋末から元代まで山西、河南を中心とする北方で流行していたことにも疑問の余地はないであろう。しかもその淵源はさらに古く、唐代にまで溯る可能性も考えられるのである。

『孝行録』本「二十四孝」にありながら、郭居敬本もしくはそれ以後の「日記故事」などの「二十四孝」に入っていないのは、「劉殷天芹」「義婦割股（王武子妻）」「孝娥抱屍（曹娥）」「劉達売子（劉明達）」「元覚警父」「魯姑抱長（魯義姑）」「鮑山負筐」「伯瑜泣杖（韓伯瑜）」の八つの話であった。うち劉殷は『晋書』卷八十八、曹娥は『後漢書』卷百十四、魯義姑は『列女伝』、韓伯瑜は『説苑建本』などに見える著名な故事であるが、あとの四名については各々に問題がある。以下にやや詳しく検討してみよう。

まず「元覚警父」について、『孝行録』の本文と李齊賢の贊は次の如くである。

元覚之父悟、性行不肖。覚祖年老且病。悟厭之、乃命覚興簣而棄於山中。覚不能止、從至山中、收簣而婦。悟曰「凶器何用」。対曰「留以昇父」。父悟慚、遂迎祖婦。

元悟悖戾、棄父窮山。有子名覚、收簣而還。曰此凶器、汝何用為。親老昇送、世々所資。良心不亡、自反知改。迎父婦家、奉養無怠。

すなわち、父の悟が年老いた祖父を山中に捨てたのを、それに用いた簣もこを取って置いて、次は父の時に使うと言って、いさめる話で、中国におけるいわゆる姥捨ての慣行を示す興味深い資料である。この元覚は、『太平御覧』に「孝子伝」を引く原毅の誤記に相違ない。

「孝子伝」曰、原毅者不知何許人。祖年老、父母厭患之、意欲棄之、毅年十五、涕泣苦諫、父母不從、乃作興昇棄之。毅乃隨收興婦、父謂之曰、「爾焉用此凶具。」乃云、「恐後父老、不能更作、得是以取之耳。」父感悟愧懼、乃

載祖婦養。

〔太平御覽〕卷五一九〔宗親部〕

『孝行録』が父の名を悟とするのは、「父感悟」から出たものであろう。この話はまた日本の『今昔物語・雲且部』にも見え、そこでは原谷になっている。ところで原穀もしくは原谷を元覚と表記した最も早い例は、敦煌本の「搜神記」〔敦煌變文集〕收で、その第二十四条に、

『史記』曰、「孫元覚者、陳留人也、年始十五、心愛孝順。其父不孝、元覚祖父年老、病瘦漸弱、其父憎嫌、遂縛筐輿昇棄深山。——下略——

と同じ話が述べられている。孫を誤って姓としてしている点は、先に挙げた「洛陽北宋張君墓画像石棺」(1)の⑬「孫悟元覚」(悟は父の名であろう)と一致する。元覚の淵源は敦煌本「搜神記」の孫元覚にあるとみなしてよいであろう。次に「鮑山負筐」の『孝行録』本文及び贊を示そう。

鮑山字文木。京兆人也。養母至孝、漢末大荒、以筐負母。送往南秦。路逢群賊、問曰何故如是、山以情告之。賊相謂曰、孝子也、與絹數疋。

京兆鮑山、遭世凶荒。將母逃難、負之用筐。道逢却賊、吐辭懇惻。賊心猶感、釈而去之。匪惟釈之、束帶與之。賊亦人子。安有不恕。

飢饉の際に母親を筐に入れて背負って逃げたのを見て、盜賊が感心して物を贈ったというだけの話であるが、この鮑山は、おそらく鮑出の誤りであろう。陳寿の『三国志』卷十八の注に引く『魏略』「勇俠伝」に、次のように見える。

鮑出字文才、京兆新豊人也。少遊俠。興平中、三輔乱、出與老母兄弟五人居本県、以飢餓、留其母守舍、相將

行採蓬実。合得数升、使其二兄初、雅及其弟成持帰、為母作食、独與小弟在後採蓬。初等到家、而噉人賊數十人已略其母、以繩貫其手掌、驅去。初等怖恐、不敢追逐。須臾、出從後到、知母為賊所略、欲追賊。兄弟皆云、「賊衆、当如何。」出怒曰、「有母而使賊貫其手、將去煮噉之、用活何為」乃攘臂結衽独追之、行数里及賊。賊望見出、乃共布列待之。出到、回從一頭斫賊四五人、賊走。——中略——賊乃解還出母。——中略——出得母還、遂相扶持、客南陽。建安五年、関中始開、出来北帰、而其母不能步行、兄弟欲共輿之。出以輿車歷山險危、不如負之安穩、乃以籠盛其母、独自負之、到鄉里。——下略——

これを『孝行録』の話と比べてみると、『孝行録』には、前半の「人を噉くう賊」にさらわれた母を奮戦の末、奪回する話がなく、ただ後半の籠に母を入れて背負う話に賊をからませただけである。しかし鮑出—鮑山、字の文木—文才、京兆人の一致、南秦—南陽などから考えて、両者が同一人物であることは間違いあるまい。この話は、六朝以来の「孝子伝」や『蒙求』の類には絶えて見えないが、ただ敦煌本「孝子伝」(『敦煌變文集』收)だけは、鮑出の名のもとに、『三國志』とほぼ同内容の話を収めている。先の元覚の場合ほど直接的ではないにしろ、『孝行録』の鮑山の来源としては、この敦煌本「孝子伝」を考えることが可能であろう。

残った「義婦割股(王武子妻)」と「明達壳子」は、共に通常の文献には全く見えず、ただ敦煌本「孝子伝」にのみ収められている。「義婦割股」は次のような内容である。

王武子、河陽人也。官遊未回、其妻至孝、姑病危、婦遂默禱割股、與姑食之、其病即瘥。国家知之、遂與母妻封爵。

武子爰姓、河陽之王。官遊未返、母病沾床。若非人肉、更療無方。妻自割股、作羹與嘗。病遂瘥愈、名聞唐皇。

封妻爵母、孝徳以彰。

これに対応する敦煌本「孝子録」では、王武子は開元中に湖州に行つて十年帰らず、のち、開元二十三年に、武の母は国太夫人に、また妻は郢郡夫人に封ぜられたと、より詳しい内容になっている。「孝行録」では年代などは述べられていないが、賛に「名聞唐皇」と言うのからすれば、李齊賢はそれを知っていたと思える。

桑原隲藏「支那人間に於ける食人肉の風習」(『桑原隲藏全集』第二卷 岩波書店 昭和四十三年)によれば、孝行としての割股の風は、『新唐書』卷一九五の「孝友伝」に、「唐時陳藏器著『本草拾遺』、謂人肉治羸疾。自是民間以父母疾、多封股肉而進。」とある如く、開元年間の医家、陳藏器の『本草拾遺』が俑を作したもので、唐以前には絶無に近いと言ふ。とすれば、この王武子妻の話は、その最も早い例の一つと言へるであらう。

最後の「明達売子」については、前論ですでに述べたが、ここで再度取り上げて、いくつかの点を補充することにした。『孝行録』は次の如くである。

劉明達天性大孝、共妻奉母、時歲大荒、推車載母往河陽。在路子侵母食、遂売其子、妻遂割一乳與其子、相與成其孝。

昔劉明達、共妻挽車。年荒載母、就粟移居。恐侵母膳、持売幼子。獲錢五百、以備甘旨。妻不忍別、割乳而歸。專心孝養、終始無遺。

明達が飢饉に母を養うために子を売るといふのは分るが、次に妻が乳を割いて子にあたえ、「相とともにその孝を成した」といふのは、はなはだ理解しにくい話であらう。敦煌本「孝子録」では、子を売った相手が王將軍となつてゐるほか、妻は、「肝腸寸断して、姪を割きて身亡ぶ」と述べられている。悲しみの余り死んだといふのは分かりやすい(ただしそ

れでは孝行にならない)が、なぜ乳を割くのかは、依然として不可解である。筆者は、これについて次のような仮説をもっている。

李氏朝鮮の学者、李圭景の『五洲衍文長箋散稿』(明文堂影印本)巻四十四に、「断乳不恋母弁証説」があり、母を失った幼子に乳を断ち母を忘れさせるための処方が「古今秘苑」を引いて述べてある。「断乳」、現代語の「断奶」は、いわゆる乳ばなれのことであるが、右の明達の妻の話は、この「断乳」を曲解した上に生まれたのではないであろうか。もしこの推定が正しければ、それは割股と共に、いずれも一種の民間医学療法から生じた話ということになるう。

なお、この話が元代の雜劇中に見えることについては、前論ですでに述べた。すなわち『元刊雜劇三十種』に收める鄭廷玉の「看錢奴買冤家債主」雜劇の第二折「三煞」に、

我不是侍親娘棄子明達売、又不是敬老母疎兒郭巨埋。

また同劇第四折「鬼三台」にも、

全押着郭巨埋兒、也強如明達売子。

と、いずれも郭巨の話と対で見えている。明の臧晋叔『元曲選』所収の「看錢奴」劇では、右のうち「三煞」は削られている。この他、前論では漏らしたが、『録鬼簿』によれば、『西廂記』の作者として名高い王実甫には、現在は伝わらないが、「明達売子」雜劇の作があつた。当時この話がいかに人口に膾炙していたか知れるであろう。

さて以上、『孝行録』本「二十四孝」に見えて郭居敬本には入っていない八つの故事のうち、出典が不明か、あるいは出典は明らかでも表記に誤りのある劉明達、王武子妻、鮑山、元覚の話が、すべて敦煌本「孝子伝」もしくは「搜神記」に淵源があることを述べた。『孝行録』本「二十四孝」は、敦煌資料に反映された唐代民間の孝子故事と密接な関係にあ

ると考えてよいであろう。実際、敦煌本「孝子伝」には、『孝行録』の「二十四孝」のうち、舜子、姜詩、蔡順、老萊子、孟宗、曾參、閔子騫、董永、郭巨、鮑出（山）、王祥、趙孝、明達、王武子、丁蘭の十五名が収められているのである。現存する「二十四孝」の中では、五代末、あるいは宋初に刊行された敦煌本の「故園鑒大師二十四孝押座文」（『敦煌變文集』收）が最も早い。ただしそこには、目連、舜、王祥、郭巨、老萊、孟宗、姜詩の故事が見えるのみで、あとは一般的な訓戒に終始しており、二十四名の全体を知ることが、残念ながらできない。冒頭に目連を挙げる点から言っても、これをただちに『孝行録』と結びつけることはできないが、しかし『孝行録』本「二十四孝」の形成は、この「故園鑒大師二十四孝押座文」と敦煌本「孝子伝」あるいは「搜神記」との接点の延長線上にあると考えて、大過ないであろう。したがってその成立も、出土資料から確認される北宋末よりも早いことが当然予想されるのである。

五

唐代に淵源をもち、北宋から金、元代に至るまで盛行した『孝行録』本「二十四孝」は、次の明代になると全く見られなくなり、代りに郭居敬本系統の「二十四孝」のみが行われるようになる。その原因については、大体以下の諸点が考えられるであろう。

まず第一に、金と南宋による南北対峙の時代が長く続いた結果、南北の文代に大きな亀裂が生じたことである。北方の『孝行録』系、南方の郭居敬系という相違は、多くここに起因しよう。

次に、特に南宋治下では朱子学に代表される新しい思想、文化が勃興し、教育が普及したことにより、旧来の伝統の多くの部分に変革が加えられたことを挙げねばならない。『孝行録』本「二十四孝」のうち、元覚、鮑山など原典を誤記

したような話、あるいは明達、王武子妻のような出典不明の話は、容認しがたいものとなっていたであろう。

第三には、新思想、新文化の普及の結果、元代には社会的に価値観の大きな変動が起り、孝についての観念も変化したことである。その最も顕著なあらわれは、唐代以来、孝行を代表するものであった割股の風習についての評価が、肯定から否定へと変った点に見ることができる。

『元典章』卷三十三「礼部」卷六「孝節・行孝」の項には、「禁割肝剜眼」「行孝割股不賞」「禁臥氷行孝」の三条が見られ、特に割股については、従来の旌表の対象からの百八十度の転換が明確に述べられている。この方針は次の明代にも継承され、たとえば『礼部志稿』（洪武二十七年刊）卷二十四には、「やはり割股や臥氷を禁止する旨が見られるのである。このような肉体の損傷に対する禁止、もしくは嫌悪は「身体髪膚を敢えて毀傷せず」という孝の本旨に回帰する復古であったと同時に、元代以降の近世的合理主義、もしくは人道主義の一つのあらわれであると考えられよう。むしろ前引の桑原論文が指摘するように、これらの禁令は多く空文であって、明清代を通じて割股の風は依然として盛んで、またそれを旌表した事例にもこと欠かない。しかしたとえて前のみであったにせよ、孝の観念が変化したことは争い難い事実であり、特に「二十四孝」のような孝行の模範を示すものからは、王武子妻や劉明達のような肉体損傷の話は消えざるを得なかったであろう。

かくして『孝行録』は、中国本土からは、いわばタイムカプセルである墓中を除いてその姿をくらし、中国文化圏の辺境である朝鮮および日本に残存することとなったのである。このように時代の変遷によって淘汰された中国中心部の過去の文化遺産が、周辺部としての朝鮮、日本にかえって保存されていること、そしてそれがしばしば考古学的出土資料や、辺境とタイムカプセルを兼ねた敦煌発見の資料と一致することについては、すでに前論で述べた。『孝行録』の

中でも、劉明達の話などは、その好例とみなすべきであろう。

ただし同じく周辺部といっても、朝鮮と日本とは、中国文化の残存のしかた、あるいはその受容のありようは同じではない。

『孝行録』本「二十四孝」が日本にもたらされたのは、前論で述べたごとく、室町期の禅僧、通恕の『猿吟集』（『群書類従』卷三二八）に、老萊子、田真、そして明達を詠んだ詩が見えることから、応永年間（一三九四—一四二八）以前のことであったと考えられる。しかしその後の日本における「二十四孝」の摂取のしかたは、能楽の「孟宗」から落語の「二十四孝」まで、文芸的もしくは芸能的な側面が強く、倫理的な要素にはむしろ乏しいように感じられる。この点は、孝行譚が演劇の素材となった元代の状況と、やや似ていると言えよう。

これに対して朝鮮では、『孝行録』の後、李朝期に入ると「二十四孝」は『三綱行実図』に吸収されて、ますます倫理的・教育的な性格を強め、文芸や芸能の素材とはならなかったのである。ここに近世の朝鮮と日本における社会と文化、そして中国文代の受容方式の相違をみるができるであろう。